

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 8日

大分県知事

殿



提出者

住 所 大分県宇佐市大字下乙女403番地  
氏 名 株式会社 カジワラファーム  
代表取締役 梶原 康太郎  
電話番号 0978-32-1155

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 カジワラファーム (本社)
事業場の所在地	大分県宇佐市大字下乙女403番地
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	01 農業
② 事業の規模	鶏 45,000羽
③ 従業員数	26名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"><li>・動物のふん尿 - 自然堆肥化</li><li>・動物の死体 - 化製場への委託処理</li></ul>

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)

- ・場長（廃棄物統括責任者）
  - ・廃棄物処理方針の決定
  - ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
- ・事務員（廃棄物実務担当者）
  - ・廃棄物処理計画の作成
  - ・委託契約の締結事務
  - ・産業廃棄物管理票の交付・管理
  - ・行政等への各種報告

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	動物の死体
	排 出 量	1, 232 t	3 t
①現状	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	動物の死体
	排 出 量	1, 232 t	3 t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	動物の死体
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	1, 232 t	3 t
(これまでに実施した取組) ・堆肥化			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	動物の死体
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	1, 232 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・堆肥化			

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】			
① 状	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	動物の死体
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	450 t	t
(これまでに実施した取組) 該当なし			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	動物の死体
	自ら熱回収を行いう 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	450 t	t
(今後実施する予定の取組) 該当なし			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 該当なし			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和3年度）実績】	
① 状	産業廃棄物の種類	動物のふん尿	動物の死体
	全処理委託量	0 t	3 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	動物のふん尿	動物の死体
②計画		全処理委託量	0 t	3 t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物のふん尿は今後も自らが堆肥化していく</li> <li>・動物の死体は今後も化製場に委託し処理していく</li> </ul>				
※事務処理欄				